

猟師体験民宿特区  
～農山村集落の新たな魅力と鳥獣害対策～

(株)特区ビジネスコンサルティング

■提案の内容

農林漁業体験民宿業の推進と、狩猟に対する社会的理解を深め猟師の後継者不足の改善に資するよう、「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」に「狩猟に関する体験活動」を認める。

■実施予定地域

全国

■実現による経済社会的効果

- ① 農林漁業体験民宿業が拡大される。
- ② 狩猟に対する社会的理解を深め猟師の後継者不足の改善につながる。
- ③ 全国的な課題である鳥獣害対策に寄与する。
- ④ ジビエ料理の普及が期待される。

■規制特例の必要性

農村休暇法第2条5項『この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。』における「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」に「狩猟に関する体験活動」を認める。